

市民が主役！

ちがさきを支える力、それは一人一人から生まれる

茅ヶ崎市自治基本条例



自治基本条例とは？

この条例には、「第7条 事業者の責務」があります。

自治基本条例でいう「市民」には、事業者の方も含まれます！

（事業者の責務）

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

茅ヶ崎市をより良くするために、市民・議会・行政が協力してまちづくりをしていくための考え方を定めたもので、平成22年4月1日に施行しました。

事業者のみなさまが目指すまちの姿を共有し、まちづくりを進めていくことで、茅ヶ崎市がより住みやすいまちへと変わっていきます。

自分たちにできることから考え、行動に移すことで、茅ヶ崎市をより良いまちにしていきたいと思います。

● 目指すまちの姿 ●

市民が等しく尊重され、安心して暮らすことができる地域社会

● 市政運営(まちづくり)の基本原則 ●

まちづくりにおいて重要な3項目を基本原則としています。

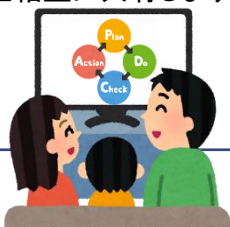
説明責任

市政(まちづくり)について、市民にしっかり説明します。



情報共有

市政(まちづくり)に関する情報を、市民と相互に共有します。



市民参加

市民に参加してもらいながら、市政(まちづくり)を進めます。



具体的には、こんな取組をしています！

市民参加の推進

地域の実情にあった市政運営を行うため、自治の主体である市民の市政への参加を進めます。

協働の推進

市民と市などが、対等な立場で、お互いの特性を生かして協力する「協働」によるまちづくりを進めます。

地域力の向上

コミュニティの活性化を図り、地域の様々な課題を解決したり、地域の魅力を高める「ちから」としての地域力の向上に取り組めます。

本条例における「まちづくり」は、土地開発など市政が行う取組を意味するのではなく、市民・議会・行政がそれぞれの役割を意識し、目指すまちの姿を実現するための取組を指します。

まちづくりの主体 ～事業者と市（議会・行政）～

事業者（市民）

自治基本条例でいう
「市民」には、事業者
の方も含まれます！

市民…市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人、**事業者**、
公益活動を行うもの、納税者

- 自治の主体
（市政の情報を知る権利と市政に参加する権利）
- 地域の自治を推進する活動への参加
（自治会活動、ボランティア活動など）
- 市政への参加
（説明会・意見交換会、ワークショップ、アンケート、ヒアリング、
パブリックコメント手続、わたしの提案など）
- コミュニティへの参加・協力
（地域清掃、防災・防犯パトロール、花壇づくり・植樹などの緑化運動、
高齢者や登下校時の子どもの見守り活動など）



まちづくり

市

議会

行政

（市長等・職員）

- 開かれた議会運営
- 条例の制定、行政運営の監視、
政策の提言
- 議会運営に関する説明
- 議会情報の提供



事業者に関する主な取組

- 協働事業の推進
- 社会貢献企業を対象とした制限付
き一般競争入札の実施
- 市政情報の提供
- 市政運営に関する説明
- 市民参加をしやすい環境の整備
（パブリックコメント手続、意見交換会、
アンケート、政策提案など）
- 市民活動の支援
（市民活動サポートセンターを通じた
市民活動団体等への支援、げんき
基金補助事業など）



自治基本条例に関する詳しいご案内はこちらをご覧ください。